

○山井委員 これから、三十分間にわたりまして質問をさせていただきます。

おとついは、六十六歳の女性の方が、五年五カ月国民年金を払ったという主張にもかかわらず、納付記録が、二年間いろいろなところに、市役所や社会保険事務所に行ってもらちが明かないというお話をさせていただきました。

先ほど古川議員の御質問にもございましたが、きょうの資料にも配付をさせてもらっておりますカラーのコピーは昨日の朝日新聞の全面コピーですが、第一生命は、今回の保険の掛金を掛けてもらったのに保険が未払いになっているということに関して、「ご迷惑とご心配をおかけするような事態を招いたことについて、お客さまならびに関係者のみなさまに深くお詫び申し上げます。」ということで、請求がなくても、こういう保険の未払いがないかということをしつこく調査しておるわけでありまして。民間でも、ある意味ではこれぐらいのことはやっている。にもかかわらず、公的年金、強制加入、そして強制徴収までやっておきながら、五千万件もだれのものかわからないという年金記録がある。

そして、きょう配付しました資料の四ページにあります。昨日の読売新聞の一面記事でも、既に「支給開始年齢に達しているのに年金給付の対象となっていない八十歳未満の保険料納付記録が約千九百万件もある」ということですね。これは大変な問題ですよ。既に受給されている方がまだ気づいていないわけです。それは数少ない件数だったら、困った人は来てくださいということでもいいかもしれませんが、これだけ多くなっている。

また、次の五ページを見ていただきますと、「救済へ調査チーム」ということですが、その次の六ページ、昨年十月三十日の産経新聞でも、何と、「八月下旬から年金保険料の納付記録に関する相談体制を強化したところ、九月末までの一カ月余りに十五万件の照会があり、このうち約二割について社会保険事務所の記録と加入者の申告との間に食い違いがあることが分かった。」約二割が食い違っている。これだけの高いリスクの中で、まだまだ気づいていない方はいっぱいいるわけですよ。中には八十歳、九十歳、もしかしたら御病気の方もおられるかもしれません。こういう深刻な問題である。

そして、今回、この消えた年金問題、そして五千万件の統合されていない年金記録、特に、既に受給が始まっている一千九百万件の未統合の記録、こういう問題にきつこくと政府が対処をしないと、もっと納付しなさい、強制徴収を強化しますよと言っても、これでは、払っても記録が残っていないという理由で社会保険庁のミスではねてしまわれるということでは、納付率は下がる一方になってしまうのではないのでしょうか。

そこで、具体例をお話ししたいと思います。このパネルを見ていただければと思います。

先日、あるテレビ番組に出演をされていた方ですが、この方は、六十歳の裁定時においては、実際は九年五カ月の厚生年金を払っていたわけですね。九年五カ月、百十三カ月。しかし、七年十一カ月は記録が見つからないということで、一年六カ月分のみしか見つからないから、一年六カ月分しか支給がされませんでした。七十七歳の自営業の方で、九年五カ月企業に勤められて、その厚生年金、九年五カ月払ったにもかかわらず、一年六カ月しか十六年前には裁定をされなかったわけですね。

ところが、七十六歳のときに、いろいろマスコミでも年金記録が不安だという話で、もう一回年金手帳を見たら、年金手帳の端っこにほかの社会保険事務所の判こがあった。それを持っていったら、七年十一カ月分の振り込みがやはりあったということが確認できたわけです。ただ、遡及して、繰り上がっての支給は過去五年分だけだったわけですね。

柳澤大臣、これは当然実話なわけです。そして、今回の消えた年金や五千万件のだれのものかわからない年金記録のまさに象徴的な、氷山の一角であると思いますが、このような事態が今、全国各地で起こっている。このことについて、こういう事例について、柳澤大臣、いかが思われますでしょうか。

○柳澤国務大臣 今、山井委員から、具体的な事例に即して再調査の申し出をいただいた。それにもかかわらず、そのときの調査の仕方の結果、お申し出を確認することができなかった。しかしながら、七十六歳時に再調査をしたということから御主張が確認できた、こういうことであったわけですが、要は、他方にある時効という制度によって、その全額の回復ができなかったという事例でございます。私も、大変遺憾だというふうに申し上げざ

るを得ないわけでございます。

時効というの、国損を与えないために、会計法の基本原則ということで規定がなされておりますので、これに従うということにならざるを得ないわけでございます。こうした事例について、一体、時効中断という措置が国民の側にないのかというふうに思うわけですが、唯一、審査請求ということがあるということでございまして、これを具体の適用としてどういうふうに運用していくかという面もあって、これをまた我々考えなければならぬところが、そういう余地があるのかもしれない。

いずれにせよ、そうした時効中断の措置をとるということによってしかこの救済というものが図られないことが、現在の日本の会計法規を初めとする法制度の実態と申し上げざるを得ないわけでございます。

○山井委員 柳澤大臣、遺憾とおっしゃるならば、その時効がきいていない十一年間の分もやはり年金を支給するというにつながらないと、遺憾だけれども払いませんというのは理屈が通っていないんじゃないですか。

そして、この金額を見てください、柳澤大臣。本来支給されるべき年金額は、九年五カ月払い込み分百十三カ月で、年額五十一万一千円だったんですよ。しかし、六十歳の時には、十八カ月、一年六カ月しか振り込んでいないと言われて年額八万一千円しかもらえなかった。つまり、年額四十三万円がもらえなかったわけですよ。そして十六年たった。そうしたら、これは五年間だけ時効があった。

柳澤大臣、そうしたら、時効によって受け取れなくなった年金額は幾らになると思われませんか、これで。幾らですか、十一年間で。五十一万円もらえるところが八万一千円しかもらえなかった。大体幾らぐらいだと思われませんか、十一年分。

○柳澤国務大臣 ちょっと至急計算をしようかと思ったら山井議員のこの資料にございまして、多分正確だと思いますが、四百九十三万八千円ということでございます。

○山井委員 今大臣答弁されたように、この十一年間、時効によって、本来受け取られるべき四百九十三万八千円が受け取れなかったわけですよ。柳澤大臣、これは遺憾で済む話ですか。四百九十三万八千円、時効ですから遺憾です、それで終わりですか。

柳澤大臣、このことに関して何か本人の落ち度はあったんですか、本人の落ち度は。

○柳澤国務大臣 私も、事実問題として落ち度はなかったであろうというふうに思うわけでございますが、もし資料があればこれは簡単に調査が可能であったということもあつたらうと思います。

いずれにせよ、私は、ちょっと今、この時期を承知していないのでございますけれども、昨年八月以降の私どもの体制というものが、その状況を踏まえてそういう体制をつくらせていただいたということでございますが、この時期そうしたことができ得なかったことはまことに遺憾だ、このように申し上げた次第でございます。

○山井委員 これは大事なことですよ。

今、柳澤大臣は、本人には落ち度がなかったということをお認めになられた。にもかかわらず、まじめに一生懸命働いて、まじめに納めた年金保険料、その給付が四百九十三万八千円もなぜ受けとれないんですか。

では、話を逆転しますが、社会保険事務所や社会保険庁に落ち度はなかったんですか、これが十六年間発見できなかったことについて。

○柳澤国務大臣 一般論といたしまして申し上げざるを得ないわけでございますけれども、私どもの調査が、まず、厚生年金でありますとマイクロフィルムにその原資料はございます。台帳、それからまたその台帳の写しということでマイクロフィルムがそのままあるわけでございますが、その中に記録がなかったのかどうか、あるいは記録があったにもかかわらず、磁気ファイルの方に転記が正確でなかったのか、そういうことが想定されるわけでございますが、いずれにいたしましても、そういう調査の中でそれを見出し得なかったということはまことに遺憾であった、このように考えます。

○山井委員 ということは、本人には落ち度がなくて、社会保険事務所と社会保険庁にミスがあった。にもかかわらず、何でこれは加入者が四百九十三万円も年金給付を受けられなくなって損をしないとだめなんですか。こんなもの、国家的な詐欺じゃないですか。強制加入で強制徴収と言っておきながら、社会保険事務所や社会保険庁のミスで記録が十六年見つからなかったら、四百九十三万払わなくても、これは大臣、大事なところですよ、四百九十三万円払わなくても仕方がないと大臣は思っておられるんですか。

○柳澤国務大臣 これも一般論としてお答えいたします。個別のケースというのは、我々すべての資料を承知いたしているわけでもございませんし、そういう限界がございますので、一般論として申し上げるわけですが、先ほど言った、会計法の国のあらゆる歳入歳出の共通ルールといたしまして、この時効というものは例外が認められておらないわけでございます。この一般ルールと個別の権利救済との調整の問題につきましては、個々の事案に即して個別具体的に判断をするということが必要になるわけでございます。

社会保険庁が受給権者の請求権の行使を著しく困難にさせた結果ということで、年金の請求権、支分権でございますが、発生から五年以上経過した後に行使されることとなったというような事例につきましては、消滅時効の主張が信義則に反し許されない場合もあり得るといふように委員の御議論でございますので、そうしたことも考え得るといふことを申し上げておきたいと思っております。

○山井委員 これは全く納得できません。

本人には何ら落ち度がない。社会保険事務所あるいは社会保険庁のミスで記録が見つからなかった、後になって見つかったら、時効が成立していますからその分は払えません、こんな理屈が通ると思いませんか。何ら落ち度がないじゃないですか。この話は、すべての日本じゅうの年金の加入者に起こり得る話ですよ。

そうしたら、柳澤大臣、私たちがこれから年金保険料をずっと払って行って、社会保険事務所や社会保険庁の何らかのミスで、年金がもらえるときに見つからなかった、それで後になって見つかったら、それはもう時効だといって、まじめに払ってもらえないんですか。柳澤大臣、本当にそんな制度で国民に理解されると思いませんか。柳澤大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 従来から申し上げておりますように、基礎年金番号が付番をされたときにもう一つ違う会社にお勤めとかいうことで、その九年一月の時点でその付番でもって加入をされていなかったというような場合には、当然のことながら符号を統合されるということが想定されておるわけですが、先ほど申したように、違う付番がありますとか、あるいは、我々の方で三情報が一致した場合にはこれを統合するというような手続も踏んでやったのでございますが、まだそれが統合されずに残っているという事態があるわけでございます。

そういうものについて、現在お申し出をいただいて調査をするということをしておるわけでございますけれども、私どもは、その調査について特別な強化体制ということの中で、今取り組みを改めて強化いたしているわけでございますので、今後はそうしたことが起きるといふことはないように私どもしたい、こういうように考えて、この前の審議のとき以来、るる私から御説明をさせていただいているわけでありまして。

一方、この消滅時効というものにつきましては、先ほども申したように、これは会計法の共通ルールで例外がないということでございますので、私ども、法を法のとおり守って行政を行う立場では、やはりこの中でしかいろいろな行為ができない、こういうことでございます。したがって、もし消滅時効の主張が信義則に反し許されない場合があると考えられるような事例であれば、これはまた救済をされる、そういう機会があり得るといふことを申し上げているわけでございます。

○山井委員 請求が著しく阻害されたというケースのことを今おっしゃっていましたが、阻害されるも何も、幾ら払ったと言っても記録がないと言って追い返したのは結局事務所の方じゃないですか。請求はしているわけですよ。過去、最高裁の判例では、時効というのは、権利を行使することが期待できるのに行使しなかった、それが五年過ぎたら時効ということになっているんですよ。でも、今回は、権利の行使、つまり記録を認めてもらえないんだから行使できないじゃないですか。だから、最高裁の判例でも、権利行使が期待できないときには時効は進行しないというふうに最高裁でも出ているじゃないですか。そういう意味では、これは時効は成立しないんですよ。

大臣、これは権利を行使することが期待できる状況だったわけですか、この方は。

○柳澤国務大臣 請求権の行使を著しく困難にさせたという事情があったかなかったかということは、まことに個別具体的な判断、ケース・バイ・ケースの判断によるところでございますが、私どもは、会計法のルールに反してこういうことに従わないということにはできないわけでございますが、それはまた別途の法的な判断として、これが認められるということが必要だということをお願いしているわけでございます。

○山井委員 大臣、大臣は今大変なことをおっしゃっていますよ。明らかなんですよ。六十歳のときに行ってか

け合っても、年金記録がないと言って却下されているんですよ。これは明らかなんですよ。そして、そのことに文句があるんだったら法的手段をとってください、一々裁判しないとだめなんですか。これは、払った保険料に見合う給付を払ってくださいという当たり前の権利じゃないですか。七十歳、八十歳、九十歳のお年寄りの方々のとらの子の年金、そのために裁判なんか一人一人できますか。

先日、おとついで取り上げた方も、このまま五年五カ月の国民年金を払ったというのが認められなかったら、おとついでも言ったように、今後八十四歳まで生きたら、何と二百五十万円も給付がもたらされないんですよ。ひとり暮らしの貧しいお年寄りで、老後を何とか安心して暮らしたいという思いで、毎月会社を遅刻してまで国民年金を払ってきた、そのおとついでの方もおっしゃっていたじゃないですか。

大臣、年金がどれほど高齢者の老後にとって切実なものなのか、その認識が大臣はなさ過ぎますよ。四百九十三万円というのはちょっとした額ですか。おとついでの方の二百五十万円は、高齢者にとったらちょっとした額ですか。夜も眠れない、そうおっしゃっているんですよ。当たり前じゃないですか。大臣も認めたように、本人に過失はないんでしょう。そんなことで年金の信頼が得られるはずないじゃないですか。いろいろ組織改革とか今回おっしゃっていますが、その以前の問題ですよ。払った年金がちゃんともらえる、その前提ができていないじゃないですか。

そして、今回特殊法人化するという政府案が通ったら、まさに私がこうやって訴えているようなことをやっても、新たな日本年金機構の理事長も国会には出てくる義務はなくなる、資料要求にも十分こたえてくれない、国会のチェックは弱まり、特殊法人で政府の監督は弱まる。こういう問題、氷山の一角ですよ。大臣、これをどうするんですか。

二日前にここで取り上げさせてもらった方も、地元で、五年五カ月の国民年金を払ったはずなのに記録が見つからないと、二年間必死になって回っておられました。しかし、今回柳澤大臣から、それだったら一度社会保険庁に上げてもらってくださいということで、昨日、地元の社会保険事務所に話しに行かれましたが、まだ調査が終わっていない、もうちょっと調べるといって、社会保険庁に上がることにはまだなっていないようであります。

柳澤大臣は答弁で簡単に、不安に思ったら社会保険事務所に申し出てくださとおっしゃっているでしょう。しかし、現場ではどうなっているか。現場としても領収書がなかったら相談に十分こたえられない、そう言って、おとついで取り上げた女性の方も、三十年、四十年前に払ったことを証明してくれる友人を今も捜しておられるんですよ。そして、私に対しても、こんなことを山井議員に相談して頼んで本当に申しわけない、申しわけないと恐縮しておられる。でも、よく考えたら、その年金記録が見つからない女性の方も被害者じゃないんですか。謝る必要、恐縮する必要なんか全然ないんですよ。

大臣、このように時効ということは絶対納得できません、社会保険事務所が記録がないと言ってはねつけているわけですから。

この時効の実態、平成十八年度の年金給付の中で時効が何件ぐらいあって、幾らぐらい時効によって年金給付がもらえなかったのか、この総額をぜひすぐに調査して報告してほしいと思います。大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 十八年度におきまして裁定の変更を行ったもののうち、年金給付が時効消滅した件数、それから金額ということのお尋ねでございますが、これについては私ども、あらかじめそうした状況を把握するというをいたしておりますので、お答えをすることはできないわけでございます。

また、これを改めて調査するということになりますと、今申したものの全部に当たるということがございまして、私どもといたしましては、そういうことをするのではなくて、先ほど委員がいろいろお訴えいただきましたような申し出に対して、いかに的確に対応していくかということに持てる力を差し向けていきたいということを考えているということをお知らせしておるわけでございます。

○山井委員 いや、本当にそういう実態もわかっていないとだめですよ。

もう時間が来ますので、最後、質問させていただきます。

きょうの、七ページ、今回、社会保険庁の医療官が逮捕されました。今まで不祥事のオンパレードと言われてきましたが、またこういう問題が起こっています。やはり、こういう審議をする際には、何が問題でこういうことが

起こったのか、再発防止策もきっちり議論しないとだめですし、この全容を解明しないとだめです。

委員長をお願いしたいと思います。

ぜひ、この厚生労働委員会で、今回のこの逮捕の事件について集中審議をすべきだと思います。委員長、お願いします。理事会に諮ってください。

○櫻田委員長 後刻理事会で協議いたします。

○山井委員 時間が来ましたので、これで終わらせていただきますが、柳澤大臣、きょう答弁されたこと、全国民がお知りになられたら、みんなもうびっくり仰天して、そんな無責任なのか、そんなことだったら、本当にこれは年金、安心じゃないじゃないかということになりますよ。

とにかく、これからじっくり時間をかけて、この消えた年金、五千万件の統合されていない年金記録、また、こういう小学生が考えても納得できない時効の成立の問題、このことについて、今後も徹底して議論していきたいと思います。

ありがとうございました。